

## ○北中城村公共下水道接続促進事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、公共下水道への接続を促進し、快適な生活環境の確保並びに公共用水域の水質汚濁の防止及び浄化を図るため、公共下水道へ接続するための排水設備工事（新築工事を除く。）を行う者に対し、その工事費の一部を予算の範囲内において北中城村公共下水道接続促進事業補助金（以下「補助金」という。）として交付するものとし、その交付に関して必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 公共下水道 下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第3号に規定する下水道をいう。
- (2) 処理区域内 下水道法第2条第8号に規定する処理区域をいう。
- (3) 排水設備工事 下水道法第10条第1項に規定する工事をいう。
- (4) 合併処理浄化槽 浄化槽法（昭和58年法律第43号）第2条第1号に規定する浄化槽をいう。
- (5) 単独処理浄化槽 浄化槽法の一部を改正する法律（平成12年法律第106号）附則第2条に規定する既存単独処理浄化槽をいう。
- (6) くみ取り式便所等 貯留された汚物を後でくみ取る方式の便所をいう。
- (7) 補助対象工事 補助の対象となる工事は、公共下水道の処理区域内で合併処理浄化槽、単独処理浄化槽又はくみ取り式便所等を廃止して行う排水設備工事で、申請年度の1月末日までに完了するものをいう。

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 補助対象工事を行う建物の所有者若しくは居住者又は土地の所有者
- (2) 国、県又は村の他の同様な制度による補助又は扶助を受けていないこと。
- (3) 北中城村下水道条例（平成9年北中城村条例第6号。以下「条例」という。）第7条第1項に規定する排水設備等の計画の確認について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第8条第2項に基づき、下水道事業について管理者の職務を行う村長（以下「管理者」という。）の確認を受けていること。

(4) 申請者及びその属する世帯構成員が、村税、国民健康保険税（又は後期高齢者医療保険料）、及び村水道料金を滞納していないこと。

(5) 第1号に規定する建物又は土地の所有者が申請者と異なる場合は、当該建物又は土地の所有者の同意を得ていること。

2 建物又は土地の所有者の名義が共有している場合は、共有者のうち1人に補助金を交付するものとする。

3 前各項の規定にかかわらず、管理者が認めた場合は、補助対象者とすることができる。

(補助金額)

第4条 補助金は、予算の範囲内で別表第1による額を交付する。

(交付申請)

第5条 補助金の申請者は、北中城村公共下水道接続促進事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添えて、毎年12月28日までに、管理者に提出しなければならない。

(1) 補助対象工事の見積書の写し

(2) 補助対象工事の着手前の写真

(3) 排水設備計画確認申請書の写し

(4) 村税等納付状況調査（照会）同意書（様式第2号）

(5) 第3条第1項第5号の規定による建物又は土地の所有者の同意書（様式第3号）

(6) 全各号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める書類

(交付決定通知)

第6条 管理者は、前条の規定により交付申請を受けたときは、内容を審査し、適当と認めるときは、北中城村公共下水道接続促進事業補助金交付決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

2 前項の場合において、適当と認められない場合には、北中城村公共下水道接続促進事業補助金不交付通知書（様式第5号）により、申請者に通知するものとする。

(辞退届出等)

第7条 前条第1項の補助金の交付決定を受けた者（以下「補助決定者」という。）が、第5条の申請及び前条の決定内容を中止しようとする場合は、北中城村公共下水道接続促進事業補助金交付辞退届出書（様式第6号）を管理者に提出しなければならない。

2 補助決定者は、補助対象工事が予定の期間内に完了しない場合又は補助対象工事の遂行が困難となった場合は、速やかに管理者に報告してその指示を受けなければならない。

(完了報告及び完了検査)

第8条 補助決定者は、補助金に係る接続工事が完了したときは、速やかに管理者に報告し、申請年度の1月末日までに当該工事の完了検査を受けなければならない。

2 前項の規定による報告は、条例第9条第1項の規定による排水設備の新設の工事完了の届出をもってこれに代えることができる。

(補助金の確定通知)

第9条 管理者は、前条の規定による完了の報告があったときは、交付すべき補助額を確定し、補助決定者に通知するものとする。ただし、管理者が補助決定者に条例第9条第2項の規定により検査済証を交付したときは、当該額の確定の通知をしたものとみなす。

(補助金の請求及び交付)

第10条 補助決定者が、補助金の交付を受けようとするときは、次の各号に掲げる書類を添付し、北中城村公共下水道接続促進事業補助金請求書(様式第7号)を管理者に提出しなければならない。

- (1) 補助対象工事に係る支払領収書の写し
- (2) 排水設備工事完了届の写し
- (3) 補助対象工事に係る工事状況の写真(着手前、施工中、完了後)
- (4) 前各号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める書類

2 管理者は、前項の請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(決定の取消し)

第11条 管理者は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当する場合においては補助金交付の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) この要綱に基づく補助金交付の条件に違反したとき。
- (3) 全各号に掲げるもののほか、補助金を交付することが不相当と認められる事実があったとき。

2 管理者は、前項の取消しを行った場合には、北中城村公共下水道接続促進事業補助金交付決定取消通知書(様式第8号)により補助決定者に通知するものとする。

(補助金の還付)

第12条 管理者は、前条の規定により補助金の交付の全部又は一部を取消した場合において、既に補助金が交付されているときは、当該補助金に相当する全額又は一部を返還させることができる。

(様式の特例)

第13条 管理者は、この規則に定める様式により難い事情があると特に認めるときは、その都度これを変更することができる。

(補足)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に改正前の北中城村公共下水道接続促進事業補助金交付要綱によってした処分、手続その他の行為は、この要綱による相当規定によってした処分、手続その他の行為とみなす。

(要綱の廃止)

3 北中城村公共下水道接続促進事業補助金交付要綱（平成28年4月1日訓令第9号）は廃止する。

様式第1号（第5条関係）

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

北中城村長 様

（申請者）

住 所：

氏 名：

印

電 話：

### 北中城村公共下水道接続促進事業補助金交付申請書

北中城村公共下水道接続促進事業補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり申請します。

#### 記

補助対象工事場所	北中城村字
浄化槽等区分	<input type="checkbox"/> くみ取り <input type="checkbox"/> 合併 <input type="checkbox"/> 単独
住宅等所有者氏名	
補助金交付申請額	金                      円也
補助対象工事着手予定日	令和    年    月    日
補助対象工事完了予定日	令和    年    月    日

#### ○添付書類

- (1) 補助対象工事の見積書の写し
- (2) 補助対象工事の着手前の写真
- (3) 下水道排水設備計画確認申請書の写し
- (4) 村税等納付状況調査（照会）同意書（様式第2号）
- (5) 建物又は土地の所有者の工事同意書（所有者と申請者が異なる場合）（様式第3号）
- (6) その他村長が必要と認める書類

※工事着手の際には、浄化槽等区分確認のため下水道係職員との立ち会いが必要です。

※お申込みの締切りは12月28日までとなっておりますのでご注意ください。

（但し、28日が休日等にあたる場合はその前の開庁日までとなります。）

様式第 2 号 (第 5 条関係)

様式第 2 号 (第 5 条関係)

年 月 日

北中城村長 様

(申請者)

住 所 :

氏 名 :

印

電 話 :

世帯主名 :

水道使用者名義 :

#### 村税等納付状況調査 (照会) 同意書

北中城村公共下水道接続促進事業補助金の交付を申請するにあたり、北中城村公共下水道接続促進事業補助金交付要綱第 3 条第 1 項第 4 号に定める事項に関し、私及び私の属する世帯全員における納付状況について、北中城村職員が調査 (照会) することに同意します。また、私の属する世帯全員にあっては私の責任において、必要な調査を受けることについては説明し、了承を得ています。

調査 (照会) の結果、未納付があったときは、補助金が不交付となっても異議ありません。

様式第3号（第5条関係）

様式第3号（第5条関係）

年 月 日

北中城村長 様

（建物又は土地所有者）

住 所：

氏 名：

印

電 話：

### 北中城村公共下水道接続促進事業工事同意書

私は、下記の申請者が、北中城村公共下水道接続促進事業補助金の交付を申請するにあたり、北中城村公共下水道接続促進事業補助金交付要綱第3条第1項第5号の規定に基づき、下記の補助対象工事場所において当該工事を行うことに同意します。

### 記

（申請者）

住 所：

補助対象工事場所：北中城村字

氏 名：

印

電 話：

様式第4号（第6条関係）

様式第4号（第6条関係）

北 中 下 第 号  
年 月 日

様

北中城村長 新垣 邦男 印

北中城村公共下水道接続促進事業補助金交付決定通知書

平成 年 月 日付で申請のありました北中城村公共下水道接続促進事業補助金について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

- 1 交付決定番号 第 号
- 2 補助金交付決定額 金                      円也
- 3 補助対象工事場所 北中城村字

（注意事項）

※北中城村公共下水道接続促進事業補助金交付要綱を遵守のうえ、補助事業を遂行すること。

※補助対象工事は、本年1月末日までに完了すること。

※工事完了後は、速やかに請求書及び添付書類を提出すること。



様式第5号（第6条関係）

様式第5号（第6条関係）

第 年 月 日  
号

様

北中城村長 印

北中城村公共下水道接続促進事業補助金不交付通知書

年 月 日付で申請のありました北中城村公共下水道接続促進事業補助金申請について審査したところ、交付が認められませんでしたので通知します。

（不交付理由）

様式第6号（第7条関係）

様式第6号（第7条関係）

年 月 日

北中城村長 様

（補助決定者）

住 所：

氏 名：

印

電 話：

北中城村公共下水道接続促進事業補助金交付辞退届出書

北中城村公共下水道接続促進事業補助金の交付を受けた事業について、補助金交付を辞退したいので、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 交付決定番号 第 号
- 2 補助金交付決定額 金 \_\_\_\_\_ 円也
- 3 補助対象工事場所 北中城村字
- 4 辞 退 の 理 由

様式第 7 号 (第 10 条関係)

様式第 7 号 (第 10 条関係)

年 月 日

北中城村長 様

(補助決定者)

住 所：

氏 名： 印

電 話：

北中城村公共下水道接続促進事業補助金請求書

年 月 日付 第 号で交付決定を受けた北中城村公共下水道接続促進事業補助金について、下記のとおり請求します。

記

- 1 補助金請求額 金 円也
- 2 補助金の振込先 (※原則として申請者名義の口座)

金融機関名	
支 店 名	
預 金 種 類	
口 座 番 号	
口 座 名 義	(フリガナ) -----

◆申請者以外の名義へ振込み希望の場合は下の委任が必要です。

【委任状】 補助金の受領を(氏名) ※申請者との続柄( )に委任しますので、上記口座に振り込み願います。

委任者(申請者)氏名 印

○添付書類

- (1) 補助対象工事の領収書の写し
- (2) 下水道排水設備工事完了届の写し
- (3) 補助対象工事に係る工事状況の写真(着手前、施行中、完了後)
- (4) その他村長が必要と認める書類

様式第 8 号 (第11条関係)

様式第 8 号 (第 1 1 条関係)

第 年 月 日 号

様

北中城村長 印

北中城村公共下水道接続促進事業補助金交付決定取消通知書

北中城村公共下水道接続促進事業補助金交付の決定を受けた事業について、北中城村公共下水道接続促進事業補助金交付要綱第 1 1 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり決定を取消しますので通知します。

記

- 1 交付決定年月日 年 月 日
- 2 交付決定番号 第 号
- 3 補助対象工事場所 北中城村字
- 4 補助金交付決定額 金 \_\_\_\_\_ 円也
- 5 取消し額 金 \_\_\_\_\_ 円也
- 6 取消し後の補助額 金 \_\_\_\_\_ 円也
- 7 取消し理由

別表第 1 (第 4 条関係)

補助金の額 合併処理浄化槽を設置している建物	単独処理浄化槽又はくみ取り式便所等を設置している建物
補助対象工事費が 5 万円以上の場合	補助対象工事費が 10 万円以上の場合

5万円	10万円
補助対象工事費が5万円未満の場合 当該工事費の額	補助対象工事費が10万円未満の場合 当該工事費の額

※ 当該工事費の額に1万円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。